

目次

FISUEL からのお知らせ	2
会長からのご挨拶	4
FISUEL の戦略 2020～2023 年度	5
新理事会	8
ACAVIE（マリ国）を歓迎	13
英国における電気保安	16
中村秋夫氏への謝辞	19
仏 CONSUEL 会長に J. WETZEL 氏を選出	20
年次大会(GAM) 2021 開催日程	23

FISUEL からのお知らせ

FISUEL からのお知らせ

記事ご寄稿のお願い：

平素は FISUEL ニュースレターへのご協力を賜り、ありがとうございます。FISUEL では引き続き皆様からのご寄稿を募集しております。読者の皆様にご紹介いただける話題などございましたら、patrick.aubelis@fisuel.org または benoit.dome@fisuel.org までメールでお送りくださいますようお願い申し上げます。

2021 年度 FISUEL 主要会議日程

- ・ アフリカワーキンググループ（AWG）：2021 年 5 月、東京にて開催
- ・ アジア太平洋ワーキンググループ（APWG）：2021 年 5 月、東京にて開催。このほかに、バーチャル（オンライン）会議を四半期毎に開催
- ・ 欧州・中東ワーキンググループ（EU/MO WG）：2021 年 5 月、東京にて開催
- ・ 理事会及び総会：2021 年 5 月、日本にて開催
- ・ 2021 年度年次大会（GAM 2021）：2021 年 5 月 24 日～27 日、東京にて開催。総会とシンポジウムを含みます。

FISUEL ウェブサイト（www.fisuel.org）で、ニュースレターのバックナンバーをご覧いただけます。

FISUEL ウェブサイトについて：

新しい FISUEL ウェブサイトを現在製作中です。アクセス性と使い勝手をより一層向上させて、2021 年度年次大会までに運用開始の予定です。

FISUEL 連絡先一覧：

- ・ 事務連絡先メールアドレス：patrick.aubelis@fisuel.org
- ・ 企業の皆様からのお問合せ受付窓口：benoit.dome@fisuel.org
- ・ FISUEL 本部所在地：21 rue Ampère, Paris, 75017, France
- ・ 事務局電話番号：+ 33 (0) 6 86 51 84 92

会長からのご挨拶

大切な FISUEL 会員の皆様・お仲間の皆様へ

まず第一に、新型コロナウイルスによる危機の影響が皆様のご家族に及んでおらず、皆様が平常時とほぼ変わらぬ生活を再開しておられることを心から願っております。

状況に一定の明るい兆しが見え始めたため、当連盟でも徐々に業務を再開しております。先頃、アフリカ・マリ国の ACAVIE を新会員に迎えました。

本ニュースレター（第 42 号）の発行をもって FISUEL の正式な活動再開となります。

本号では、FISUEL の戦略、新会員 ACAVIE 様のご紹介、会員向け Twitter キャンペーン、東京での年次大会（GAM）の変更後の日程などの記事を掲載させていただきました。日本の電気保安協会全国連絡会（FESIA）の皆様には改めて御礼申し上げます。

FISUEL 会長 Dominique DESMOULINS

FISUEL の戦略 2020～2023 年度

戦略の軸となる重点テーマは下記のとおりです。

- 従来からの取り組み事項の推進継続：
 - ・ 安全なエネルギー転換のための建物の準備
 - ・ 住宅の電気保安
 - ・ 世界各地の規格・基準・技能の改善に向けた取り組み、並びにその結果の評価（アセスメント）と監視（モニタリング）
 - ・ 欧州、中東、アフリカ、アジア太平洋で推進中の各種実施事項
- 下記の各分野で、電気安全性向上策の推進
 - ・ 再生可能エネルギー設備
 - ・ 家庭用蓄電装置
 - ・ 電気自動車用充電インフラ（EVCI）
 - ・ 家庭用直流（DC）低電圧電源設備

- スラム地区の電気保安確保のための具体的アクション：

劣悪な電気保安状況に起因する火災や電気事故の発生を大幅に減らすためのデータ収集と、考えられる改善方法の提案。

各地のワーキンググループが上記のトピック間に優先順位を設定し、必要に応じて地域ごとの戦略や状況に合った形に調整する場合があります。

- 運営方法の面では、以下のことを行う必要があります。
 - ・ FISUEL の目標に貢献可能な外部専門家がいたら、必要に応じて各ワーキンググループに特別参加してもらう機会を増やす（常時参加には、会員登録が必要）
 - ・ Zoom（テレビ会議システム）を活用して各ワーキンググループ間のミーティングの頻度を増やし情報交換の効率向上を図る
 - ・ 各ワーキンググループ間で直接交流する情報交換会議を開催し、成功事例等を紹介し合って共有する
 - ・ 情報通信、ソーシャルメディア等の活用促進
 - ・ 地域別のワーキンググループの活動において、より自治的な意思決定プロセスを導入する

- ・ FISUEL の持続可能な発展を確保するために、次年度以降の活動に必要な予算残高を回復する

FISUEL 会長 Dominique DESMOULINS

理事一覧（任期：2020～2023年）

ARSEL

カメルーン

J.P. NKOU



CONSUEL

フランス

J. WETZEL

M. MASLOWSKI



CONTRELEC

ベナン

M.M.V. SAIZONOU



COTSUEL

ニューカレドニア

A. VIGIER

ECI

国際

O. TISSOT

M. KUNDU



EDF

フランス

D. DESMOULINS (会長)



IGNES

フランス

A.S. PERISSIN FABERT

A. BRANTON



KESKO

韓国

B. MOONYEONG

LBTP

J. C. KOUASSI



コートジボワール

M. SYLLA



PROQUELEC

M.L.DIA



セネガル

OEA

レバノン

J. HAYDAR



SCHNEIDER ELECTRIC

国際企業

P. SELVA



UIE

国際団体

K. van REUSEL



FISUEL 新会員紹介：マリ国認定屋内電気設備管理者協会（ACAVIE）

Association des Vérificateurs Agréés des Installations Electriques Intérieures au Mali



2002年3月5日、マリ共和国政府は、閣議決定番号 02-107 / PRM において、電力利用者とその居住施設の安全確保を目的として、屋内電気設備を検査し、国の安全基準と規制に適合していることを証明する制度を制定することを承認しました。こうした制度制定の動きは、他の多くの国々（ガボン、モロッコ、ベナン、コートジボワール、セネガル、カメルーン、フランス、カナダ等）でもすでに見られていました。

閣議決定番号 02-107 / PRM（2002年3月5日付）の施行後、現在までに、多数の事業者（個人及び法人）が、国の安全基準と規制に従って屋内電気設備の管理を実施する許可を取得しました。しかしその間に、バマコ市内の保育園火災（2010年1月1日）や、それに続くバマコ市場火災、マリ国営ラジオ・テレビ放送局（ORTM）の火災など、電気由来の事故が全国的に再び増加傾向を辿ったため、国家エネルギー局（DNE）は、状況改善のために、民間企業のマリ・エネルギー会社（EDM-SA）と、上記事業者らの協会である ACAVIE との間で、一連の協議の場を持つに至りました。

全協議の終了時に、安全基準と規制に従って屋内電気設備を管理する活動を準備する技術委員会が組織され、構成メンバーとして、国家エネルギー局（DNE）、マリ国内エネルギー・農村電化開発局（AMADER）、バマコ地区エネルギー局（DRE）、マリ・エネルギー会社（EDM-SA）、マリ消費者協会（ASCOMA）、ACAVIE が参加しました。技術委員会は、電力・水資源規制委員会（CREE）が検証した基準をもとに、管理業務の正式開始に必要な関連事項全般を事前に精査し、その結果、開始に必要な諸条件がすべて満たされていると判断しました。ただし、前提条件として、管理業務の正式開始前に啓発キャンペーンを実施する必要があると技術委員会は考えました。その第一歩として記者会見を開催し、その後、建物・電気関連の専門家（請負業者、建築家、顧問技師、電気設備業者、不動産開発業者等）や、活動の場となる地方自治体の議員らとの間で一連の協議を行うことになりました。この期間中、屋内電気設備の点検と適合証発行業務にできるだけ多くの人々が従事できるようにするために、様々な媒体を通じてメッセージが発信されました。啓発期間が終了した時点で、前述の閣議決定番号 02-107 / PRM（2002 年 3 月 5 日付）が全国に適用されました。開始以来、この活動は慎重な姿勢で続けられています。ACAVIE は、「電力市場での火災防止に向けた一貫性のある国家計画の策定」を目的として総理府が設置した専門家委員会にも参加しています。

専門家委員会の主なメンバーは以下のとおりです。

1. マリ国認定屋内電気設備管理者協会（ACAVIE）
2. マリ自治体連合会（AMM）
3. マリ商工会議所（CCIM）
4. 地域行政・地方自治省（MATCL）
5. 国防・復員軍人省（MDAC）
6. 社会開発・連帯・高齢者福祉省（MDSSPA）

7. エネルギー・水資源省 (MEE)
8. 機器・運輸省 (MET)
9. 産業・投資・通商省 (MIIC)
10. 住宅・土地・都市計画省 (MLAFU)
11. 女性・児童・家族福祉促進省 (MPFEF)
12. 国内公安・国民保護省 (MSIPC)

専門家委員会が策定し総理府に提出した電力市場の火災防止に関する国家計画には、屋内電気設備の管理に関する計画と不適合設備の適合確保に関する計画が含まれています。

連絡先 : Youssouf SANOGO

電子メール : syss.bowara@gmail.com

電子メール : ebyacavie@gmail.com

電話 : +223 20 24 10 49

Facebook

https://www.facebook.com/AcavieMali/?ref=page_internal

英国における電気保安

2020年6月1日、英国政府は、「2020年民間賃貸部門（イングランド）規制における電気保安基準」に関する指針を発表しました。指針は対象別に細分化されており、英国内の賃貸住宅等の貸主向け、賃借人（入居者）向け、地方自治体向けの3種類に分けられています。

民間賃貸物件の貸主は、以下の条件を遵守しなければなりません。

- ・ 賃貸契約期間中、物件占有の時点で、電気保安基準が満たされていること。
- ・ 物件内のすべての固定電気設備に対して、適格な人員による検査と試験を少なくとも5年に一度以上受けること。
- ・ 2020年7月1日以降に賃貸契約を新規開始する物件については、開始前に、それ以前から賃貸契約中の物件については、2021年4月1日までに、初回検査・試験を実施すること。

重要な質問とその回答

「電気保安基準」とはどのような意味ですか。

前述の規制において、電気保安基準とは、「配線規則 BS 7671:2018 第18版（すべての屋内配線が適合を義務付けられる国家規格）に従って設備の検査と試験が行われること」を意味します。

検査報告書をすでに持っている貸主は何をすべきですか。

要件を満たす電気設備安全報告書を過去5年以内に入手している場合は、報告書を見直して勧告事項を再確認するとともに、検査後の賃貸状況も考慮すべきです。検査時と比較して、物件の状況に大きな違いが生じている場合は、再検査を実施するのが賢明です。変化が生じていない場合は、所定の次回検査日まで報告書は引き続き有効です。

どのような種類の賃貸物件が規制の対象になるのですか。

「除外」に指定されている施設を除いて、あらゆる賃貸物件が規制の対象になります。「除外」となる施設は以下のとおりです。公営住宅、貸主又は貸主の家族と賃借人が同居する共同住宅、長期賃貸物件、学生寮、短期滞在型住居（簡易宿泊所、避難所等）、介護施設、病院、ホスピス、及び医療関連のその他の宿泊施設。

複数の賃借人が同居する共同住宅（シェア住居、HMO）にも規制が適用されますか。

されます。その共同住宅が賃借人の唯一のもしくは主たる住居であり、家賃を支払っている場合は、規制が適用されます。なお、今回の規制施行に伴って、共同住宅の貸主に対する要件を定めた旧法律は廃止されます。

新築物件の場合はどうなりますか。

今回の規制では、すべての賃貸物件（新築を含みます）の**電気設備を5年毎に検査すること**が必要とされています。電気設備安全証明書があっても、それは使用開始時点の電気設備の安全性を証明するものであり、使用開始後に損傷、劣化、欠陥が生じていても記載されません。賃貸物件として使用開始後5年が経過したときは、貸主（物件内に同居していない場合に限り）に検査を依頼して、電気設備が安全性を維持しているか確認するのが賢明であると英国政府は考えています。

どのような人が検査を実施できるのですか。

物件内で電気検査・試験業務を実施する電気検査員は、以下の条件を満たしていなければなりません。

- ・ 十分な補償内容の保険に加入すること。少なくとも、一般損害賠償責任保険（保険金額200万ポンド以上）と専門職賠償責任保険（保険金額25万ポンド以上）に加入していなければなりません。
- ・ 配線規則の最新版（BS 7671）で要求されている資格を満たしていること。
- ・ 電気設備の定期検査・試験・認証の実施に必要な資格を満たしていること。
- ・ 定期検査・試験の実務経験が少なくとも2年以上あること。

なお、シールド（遮蔽）の必要性を指摘された場所がある場合には、合理的な措置を講じて基準適合に努めたことを貸主が証明できれば、法的義務違反とみなされることはありません。

中村秋夫氏への謝辞



日本の電気保安協会全国連絡会（FESIA）顧問の中村秋夫氏がこのたび退職されました。中村氏は2015年6月まで同連絡会の会長を務められ、その後は顧問を務められました。

さらに、国際電気保安連盟（FISUEL）におきましても、2015年から2017年まで会長を務められ、2017年から2020年まで副会長を務められました。

中村氏のFISUELへのお力添えに心から御礼申し上げますとともに、ご勇退後の日々がお健やかで楽しいものになりますようお願い申し上げます。

現在、FISUELにおけるFESIA代表者は山口博氏（FESIA会長）、連絡先窓口は本多隆氏（FESIA事務局長）です。

フランス CONSUEL（電力需要家安全全国委員会）

Jacques WETZEL 氏



「電気の安全なくしてエネルギーの移行はあり得ない」

2020年6月3日、仏 CONSUEL 会長の Jacques WETZEL 氏が満場一致で再選され、5期連続で会長を務めることになりました。

再任に当たって、WETZEL 会長は直近の任期であった3年間の振り返りつつ、それ以上に重要な点として、人々の電気利用のあり方を変えるような様々な社会的課題が生じつつある中で、CONSUEL は今後どうあるべきかという展望を語りました。

直近の任期（4期目）の重要推進テーマの1つに「顧客関係の改善」があり、CONSUEL 全体で「より流動的かつ積極的な関係づくり」に力を入れたと会長は説明しました。これから始まる任期では、「マティーナ」開催時（2018・2019年）に電気設備業者らと交わした議論から得た結論に基づく取り組みを進める予定です。会長策定の計画表（ロードマップ）では、複雑な事項に取り組む専門家らに技術的支援を提供したり、顧客向けウ

ウェブサイトを刷新してより現代的かつ人間工学的なものにし、顧客自身のニーズに合致させる等の活動が予定されています。

「CONSUEL は、顧客やパートナーに付加価値をもたらす存在でなければなりません。同時に、電気設備業務の進化にも緊密に歩調を合わせていかなければなりません。」

現在の CONSUEL の活動の中で、建物の改修（リフォーム）がより重要な役割を果たすようになってきました。ALUR 法の施行に伴って、賃借人（テナント）交代時の適合証明書発行制度が導入されたことがその大きな要因です。「新築住宅と同様に、古い住宅においても私たちの使命が重要になってきました。このことは誇りに思っても良いと思います」と WETZEL 会長は述べています。

エネルギー転換は、CONSUEL がすでに数年にわたって取り組んできたテーマです。例えば自家消費型の太陽光発電設備や、徐々に普及が進みつつある電気自動車用充電装置など、分野は様々に異なりますが、電気保安の主役であり基準的存在である CONSUEL は、各種の新テクノロジーに対応する固有のサービスを開発する方法を心得ています。「電気の安全なくしてエネルギーの移行はあり得ません」と WETZEL 会長は強調しています。「CONSUEL は、BIM、エネルギー貯蔵、そしてより広い意味では、電気とデジタルが共存して新しい生活様式を生み出すコネクテッドビルディング等の分野の発展に緊密に追随していきます。”人とモノの安全”の領域において、CONSUEL は戦略的かつ感動的な役割を果たします。」

2020 年上半期に生じた前例のない事態は、世の中全体に影響を及ぼしました。おそらく電力業界にも長期的影響が及ぶことでしょう。WETZEL

会長が率いるチームは、この状況を踏まえて、危機的局面からの脱却を目指す専門業者への支援を優先事項に掲げています。「困難な時期を過ごしておられる設備業者の皆様や業界の現場で働く方々の日常生活を支援するために、CONSUEL のチーム員一同、これまで以上に、できる限りの協力をさせていただくつもりです。」

電気の安全なくしてエネルギーの移行はあり得ません。

FESIA の協力により、2021 年度 FISUEL 年次大会を東京で開催



日本の電気保安協会全国連絡会（FESIA）の協力により、2021 年度 FISUEL 年次大会（GAM 2021）と国際シンポジウムを東京で開催します。会期は 5 月 24 日～27 日の予定です。